

令和 6 年度愛知県庁内ネットワーク再構築計画策定業務仕様書（案）

（最優秀企画提案者と協議・調整の上決定する）

1 委託業務名

令和 6 年度愛知県庁内ネットワーク再構築計画策定業務

2 業務の趣旨・目的

現在の愛知県行政情報通信ネットワーク（以下、庁内ネットワークという。）は 20 年以上前の設計で構築したネットワークであるため、技術の進化に伴い、現在の ICT 環境に必ずしもマッチしなくなっている。

今後ますます進む通信データの大容量化や、巧妙化するサイバー攻撃への対策などセキュリティ面の課題にも対応するため、ネットワークの柔軟性を確保する必要があり、庁内ネットワークの再構築の計画を策定する。

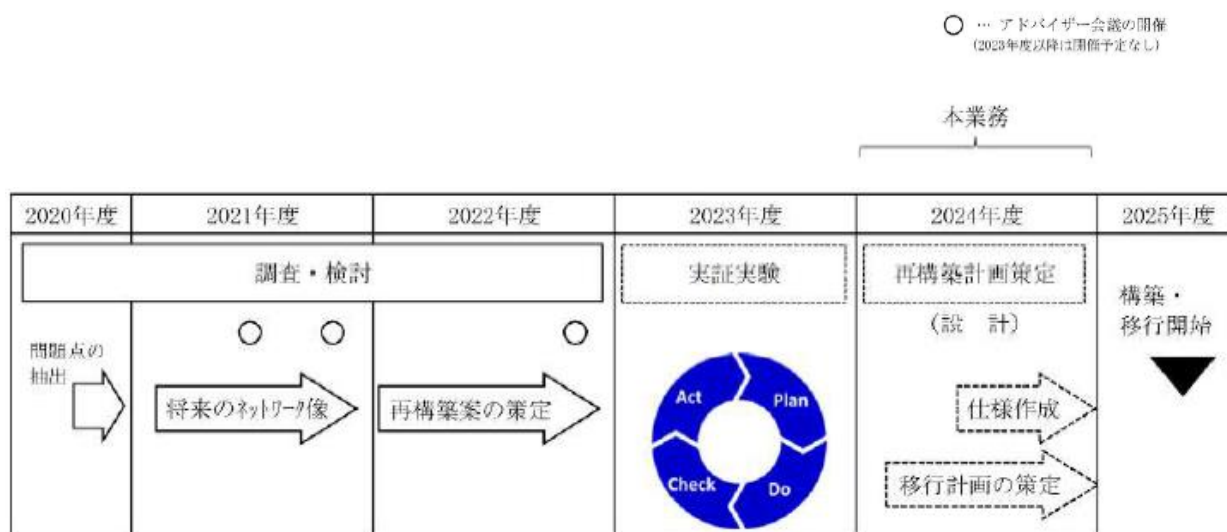
庁内ネットワークの再構築計画は、2020 年度から 2024 年度までの 5 か年をかけ、多方面からの検討を行い策定する。

本業務は 2024 年度の再構築計画策定として、2022 年度に策定した再構築案および 2023 年度に実施した検証結果を元に、基本設計ならびに移行設計を実施するものである。

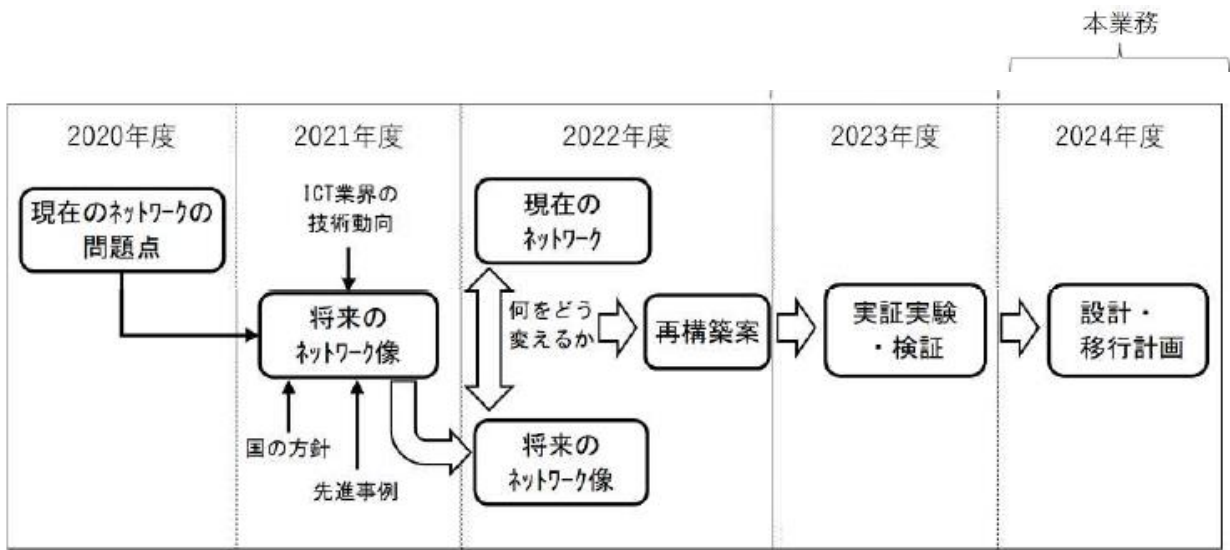
3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 15 日まで

4 全体スケジュール



5 全体の検討ステップ（想定）



6 基本方針

(1) 取組方針

2022年度に策定した再構築案と2023年度に実施した検証の評価に基づき、基本設計、移行設計、仕様の確定を行う。

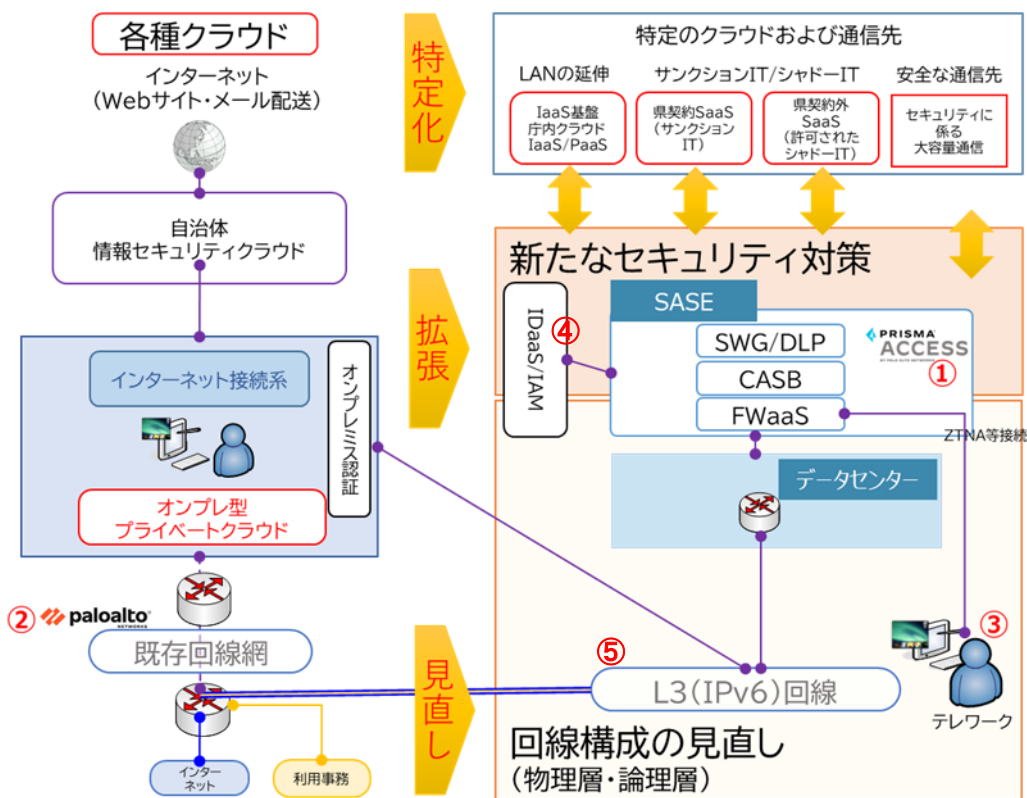
(2) 庁内ネットワーク再構築の方向性

2022年度に策定した再構築案を元に2023年度に実施した検証の結果に基づき、以下を前提として再構築計画を策定するものとする。但し、策定の進行において方向性を見直す場合がある。

【2023年度に実施した検証の結果（概要）】

- ① SASE構成を選定し、製品として「Prisma Access (Paloalto社)」を選定
- ② SD-WAN製品として「PA-440 (Paloalto社)」を選定 (※)
- ③ MDM製品として「Intune」(導入済み)を活用
- ④ IDaaS製品として「EntraID」(導入済み)を活用
- ⑤ L2ネットワークの制約の少なさと、多様な回線を受け入れられる柔軟性のメリットが得られるIPv6を活用したL3回線を新規回線網として選定

※ 2024年度のネットワーク機器の更改において、各地方機関に配備する庁舎スイッチの想定機種として調達予定。



庁内ネットワーク再構築の構成概要図

7 業務内容

(1) 基本設計

基本計画書及び検証結果報告書を元に、最適な基本設計を行うこと。2023年度に実施した検証の結果、愛知県が必要と判断した機能要件ならびに非機能要件を整理し、左記要件を踏まえた設計を行うこと。なお、関連する庁内ネットワーク環境や庁内システムの構築・運用事業者との協議等を愛知県の調整のもと実施し、その協議事項に留意した設計内容とすること。

本業務では2023年度に選定したハードウェア及びソフトウェア、クラウドサービスを想定機種とし、次年度に予定する詳細設計工程において選定に必要な要件を整理すること。

また、次年度に予定するハードウェア及びソフトウェア、クラウドサービスの調達仕様書案を作成すること。

(2) 移行設計（導入設計）

基本計画書及び基本設計の結果を元に、本取り組みで拡張する基盤を利用できるようにするために、既存の庁内ネットワークで必要となる機器の準備や設定変更の概要を定めること。なお、庁内ネットワーク環境に影響するシステムや機器の更新事業内容に配慮した内容とすること。

定めた移行概要に基づき、移行方針を定め、移行対象基盤や留意事項、移行対象機能を検討・確定し、移行スケジュール、並行稼働・影響する庁内システムの移行に対する考え方を取りまとめ、

移行リハーサルや個別要件への対応、移行の完了条件を確定すること。

(3) 独自提案内容

企画提案時に受託事業者が提案した業務について、愛知県と協議の上、業務を実施すること。

8 2024年度のスケジュール（想定）

業務スケジュール										
	2024年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イベント	▲ キックオフ									▲ 成果物納品
基本設計	■									
移行設計（導入設計）						■				
仕様書作成						■				
設計書取りまとめ								■		

（参考）2025年度のスケジュール（想定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クラウドサービス								■ 利用開始		
詳細設計	■ 詳細設計、運用設計、パラメータ設計、構築									
運用設計										
パラメータ設計										
構築業務										
運用								■ 運用開始		
地方拠点接続用回線								■ 回線切り替え		

9 推進体制

受託事業者は、本業務の主担当者には、十分な経験、技術及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、本業務を適切に統制・管理できる業務責任者を置くものとする。

本業務に従事する各要員は、以下に示す経験や資格を有していること。また、各要員について、氏名、所属、役割、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績、国籍等を示すこと。

(1) 業務責任者の要件

業務責任者として必要なプロジェクト管理に関する知識・コミュニケーションスキルを有し、情報システムの構築・運用に関する業務の経験年数を10年以上有すること。また、以下のいずれかの資格を有するか、当該資格保有者と同等のスキルがあること。

- ・ 経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（PM）
- ・ プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するPMP（Project Management Professional）
- ・ 経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のシステムアーキテクト（SA）

(2) その他の作業従事者の要件

情報システムの構築・運用に関する業務の従事経験を有し、セキュリティ教育を施した者を要員とすること。

10 進捗会議の開催

受託事業者は、業務に当たり、愛知県と協議の上会議を開き、愛知県との十分な調整の下に業務を遂行するものとする。会議開催後は、速やかに議事録を作成し、愛知県の確認を得ることとする。

進捗会議は1回1.5時間で毎月2回、2024年7月から2025年3月に計17回開催する。

11 成果物

(1) 業務計画書

業務の着手に先立ち、以下の事項を記載した業務計画書を作成し、愛知県の承認を得ること。なお、愛知県が認めた場合を除き、記載内容については本業務調達時の企画提案書を遵守すること。

業務計画書の構成要素

構成要素	内容
業務の定義	業務の名称・期間・位置付け・前提条件といった定義、業務全体に共通する基本的な進め方・ルール・仕様書と提案書の違いにおける優位性などを記載したもの
スコープ	業務の目的・目標・全体像・業務の対象範囲など、業務の範囲を明確に記載したもの
作業構成（WBS）	業務で達成すべき成果について、「WorkBreakdownStructure」の手法に基づき、成果物の構成要素となるドキュメントや必要な作業を洗い出した上で、作業工程としてできるだけ細かく分解し、各作業工程の積み重なりが業務全体を表すように階層化したもの
マスタースケジュール	「作業構成」をもとに、業務全体を俯瞰できるように可視化したもの
業務体制	本県および受託事業者の実施体制について、業務責任者および主任担当者をはじめ、各要員の氏名・所属・役割などを記載したもの
コミュニケーション管理計画	業務に関する会議体の運営方法・「議事録」の承認方法・資料などの交換ルール・本県と受託事業者間の連絡手段に用いるコミュニケーション方法などを記載したもの
課題管理計画	業務に関する課題管理の体系と実行方法などを記載したもの

リスク管理計画	業務に関するリスク管理の体系と実行方法などを記載したもの
その他事項	本県と受託事業者の協議によって決定

(2) 成果物

本業務の成果物は次に示すとおりとする。部数、記録形式 (Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 等)、メディアについては県と協議すること。なお成果物は、受託事業者の提案に基づき、契約締結後に協議の上、変更する場合がある。

本業務の成果物 (予定)

工程	成果物名	成果物例
基本設計	基本設計書	システム構成要件
		安全性、信頼性仕様、セキュリティ仕様
		環境構築仕様
		セキュリティ対策基盤仕様
		回線構築仕様
移行設計 (導入設計)	移行計画書	移行概要
		移行計画
業務共通	記録、報告書等	業務総括
		作業・打ち合わせ記録
		本業務により作成した資料 (特に指示がない限り、最終版を納品すること)
		その他愛知県から指示のある事項

1.2 県の関係資料の使用

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は、愛知県が妥当と判断する範囲内で受託事業者を提供する。なお、受託事業者は愛知県から提供された資料及びデータは適切に保管するものとする。

また、契約終了後は本業務にあたり提供された一切の資料を速やかに愛知県に返却するとともに、提供された一切のデータの消去を行うものとする。

1.3 その他

- (1) 業務の実施にあたり、第三者 (愛知県及び受託事業者以外のもの) が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (2) 受託事業者は、愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、

業務遂行に当たるものとする。

- (3) 本仕様書に記載のない事項については、愛知県と受託事業者の協議によって決定するものとする。